海外企業の参画について

- 1. 日本国内に拠点を持つ外国企業が本委員会に入会する場合:
 - 1)本委員会委員の推薦を必要とし、推薦を行う委員は運営委員会に十分説明を行い、 運営委員会の過半数の賛成を必要とする。
 - 2) 委員長が学振に入会手続きを依頼する。
- 2. 日本国内に拠点のない外国企業が本会に入会する場合:
 - 1) 本委員会委員の推薦を必要とし、推薦を行う委員は運営委員会に十分説明を行い、 運営委員会委員の 2/3 以上の賛成をもって運営委員会としての承認とする。
 - 2)総会或いはメールによる総会出席者(総会の出席者或いはメールによる投票数) の過半数の賛成をもって入会を承認する。
 - 3) 委員長が学振に入会の手続きを依頼する。
- 3. 委員会における公用語は日本語とするが、研究会での講演は英語も可とする。

学振からの資料のコピー (平成19年11月12日)

産学協力研究委員会への外国企業等の参画について

(独)日本学術振興会産学協力研究委員会に企業等(産業界委員)が参画する場合は、日本学術振興会協力会に入会する必要があります。この法人会員となることが出来るものは、日本国内に法人格を有するものを原則としておりますが、研究活動のグローバル化に伴い、外国の法人等を産学協力研究委員会に参画させる必要が 生じた場合は、次のことを確認し、各委員会の運営委員会等で、入会が妥当であると合議された場合に、例外として承認することがあります。

※入会申込書に委員会での確認した内容を記したもの(様式自由)を添付すること。

【委員会確認事項】

- 1. 産学協力研究委員会の設置趣旨に合致しているか。
- 2. 反社会的な企業、団体でないか、軍事研究に転用される恐れがないか。
- 3. 日本の法律(外為法に規定する物の輸出、技術の提供(参考1参照)) に触れるようなことはないか。
- 4. 日本政府が国家承認していない国(参考2参照)の企業等の入会は、政治的、社会的要素についても加味して判断する必要があることから、事前に本会に相談すること。ただし、研究者レベルの学術交流(国際会議等への参加、専門分野の研究発表のための交流)について、妨げるものではない。

5. わが国と同様に大量破壊兵器等の不拡散政策を実施し、厳しい輸出管理を行っている 欧米諸国等のいわゆる「ホワイト国」(輸出貿易管理令別表第4の2)以外の国の企業等の 入会についても、事前に本会に相談すること。

(留意事項)

- ・ 入会に当たっては、特に産業界委員への説明、対応を想定しておくこと。
- 委員会への入退会は、最終的には、日本学術振興会で判断することとなるが、当該委員会活動を円滑に実施できるよう配慮すること。

(参考)

- 1. 外国為替及び外国貿易法(外為法)
 - (1)物の輸出
 - ①外為法第48条第1項
 - ②輸出貿易管理令第1条第1項
 - (2)技術の提供
 - ①外為法第25条第1項第1号
 - ②外為令第17条第1項
- 2. 日本政府が国家承認していない国

台湾、北朝鮮、北キプロス、パレスチナ、西サハラ、クック諸島、ニウエ